

1 市の概要

1 市の概要

1 - 1 市の概要

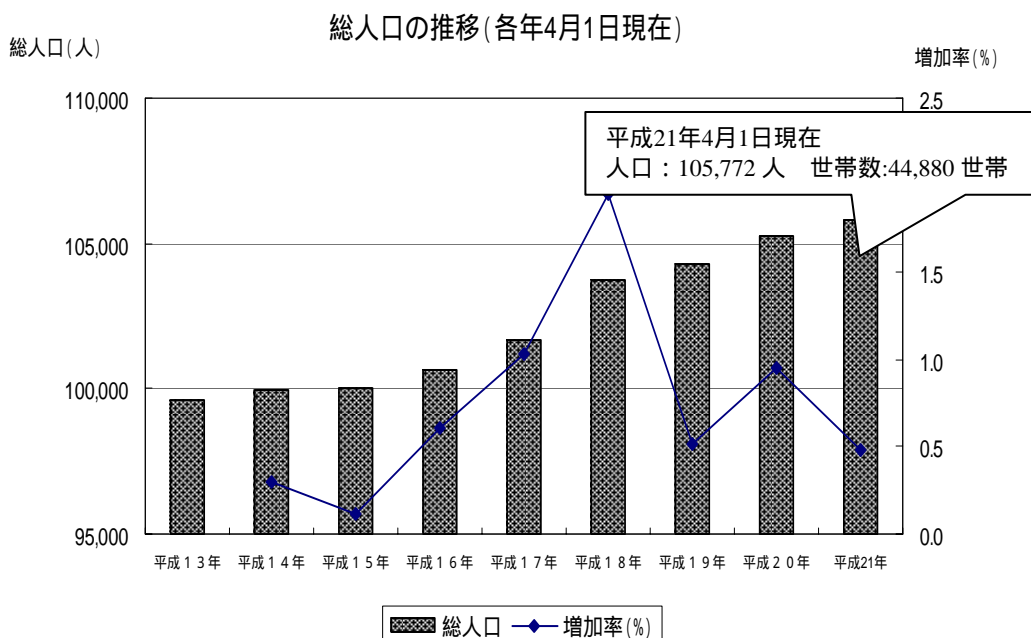
(1) 位置・地勢

東 経 : 139 度 31 分 22 秒
 北 緯 : 35 度 52 分
 面 積 : 14.67km²
 広 ば う : 東西 7.5 km²
 南北 6.0 km²
 標 高 : 最高 49m (亀久保八丁付近)
 最低 6m (埼玉県立福岡高校周辺)
 主な河川 : 新河岸川

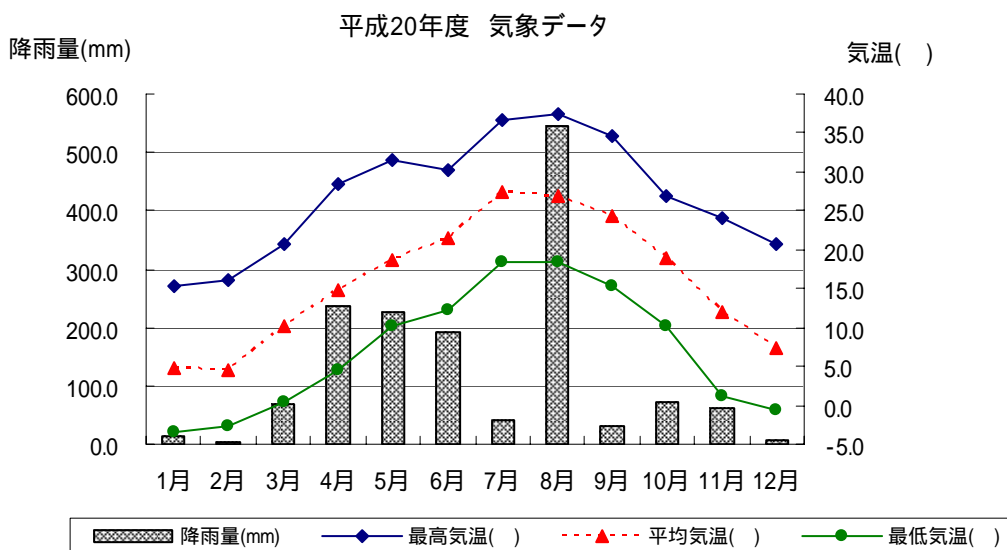


ふじみ野市の位置

(2) 人口



(3) 気象



1 - 2 環境行政

(1) 環境に関する条例

(ア) ふじみ野市環境基本条例

旧上福岡市、旧大井町の環境基本条例の一本化を図り、新市における新たな環境行政を進めるため、平成 18 年 7 月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、新市における環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成 19 年 3 月ふじみ野市環境基本条例を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

「快適で良好な環境の確保」とは

ふじみ野市環境基本条例第 2 条（定義）（1）快適で良好な環境 「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成をはかり、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」このような状態を確保していくことを条例の目的としています。

開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例では、市、市民及び事業者は、あらゆる場面において環境配慮を基本に「地域から持続可能な社会」を構築し、安全、安心、快適で良好な環境が確保できる地域社会を目指していくことが理念として掲げられています。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市ではふじみ野市開発行為等指導要綱」（平成 17 年 10 月 1 日）に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市は、この趣旨に添って、関係課と連絡調整を行い、総合的な事業者への対応を行っています。

(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生・処分等の処理を行い、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として平成 17 年 10 月 1 日に制定しています。

(2) 環境に関する計画

(ア) ふじみ野市環境基本計画

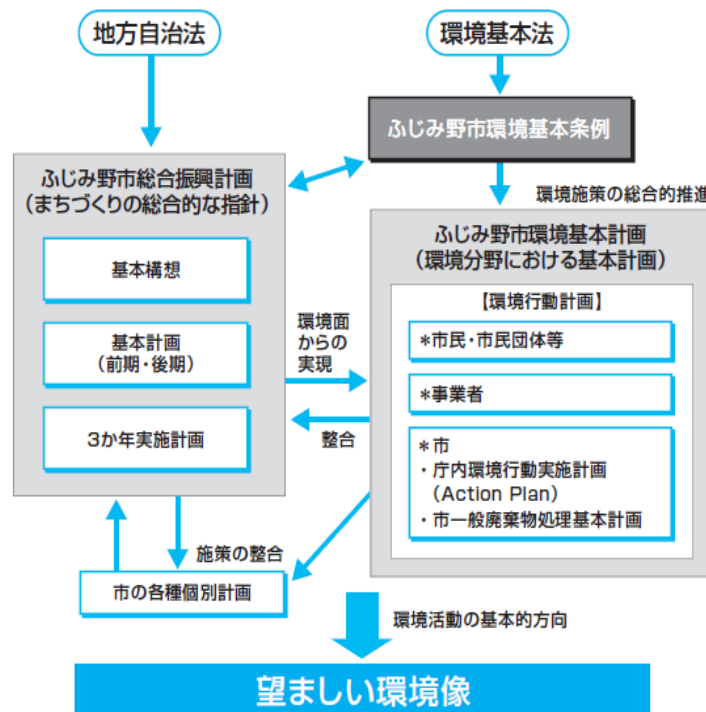
計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年度～19年度の2か年かけて策定しました。計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった計画体系となっています。

計画の位置づけ

市の総合振興計画を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、すべての施策を環境配慮型へ誘導するものです。また、市の他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

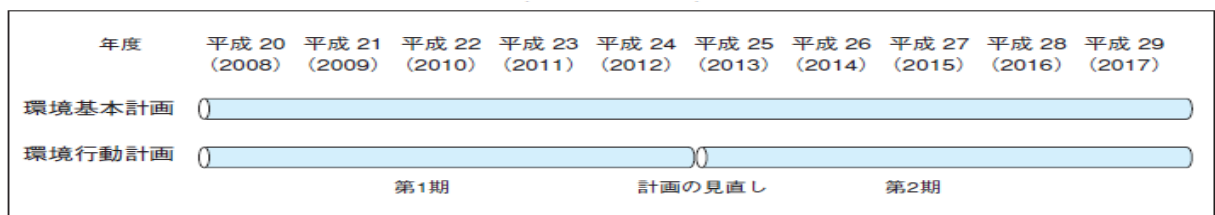
図1-2-1 計画の位置づけ



計画期間

市の総合振興計画と連動し平成 20 年度を初年度に平成 29 年度を目標とする 10 年計画となっています。行動計画は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、平成 20 年度を初年度に平成 24 年度までを目標とする第 1 期 5 か年と、平成 25 年度から平成 29 年度までを目標とする第 2 期 5 か年としています。

図 1 - 2 - 2 計画の期間



計画の対象範囲

- ・市、市民及び事業者との連携と協働に関すること
- ・環境教育・環境学習による人づくりに関すること
- ・安全・安心、快適な都市環境に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること

環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

1 環境基本条例の基本理念

- ・快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会をめざすまちづくりの推進
- ・地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

2 基本計画の施策の方向性

- ・すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念 (第 8 条)
- ・市、市民及び事業者の参画及び協働の推進 (第 20 条)
- ・環境教育の理念に基づく推進 (第 21 条)
- ・施策の総合調整のための評価体制の整備 (第 19 条)

市の望ましい環境像

水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野
～ 協働で持続可能な社会の実現を目指したまちづくり～

環境基本計画・行動計画の環境指標

基本計画、行動計画及び望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者による連携と協働をすべての施策に共通する要素として位置づけ各施策に反映するとともに、優先的に市民が協働で取り組むモデルとなる事業の実施を通して、環境保全活動における協働の仕組みを構築していきます。

施策体系

- 施策の柱 1 市、市民及び事業者との連携と協働の推進
- 施策の柱 2 環境教育・環境学習の推進
- 施策の柱 3 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱 4 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱 5 自然環境の保全・再生

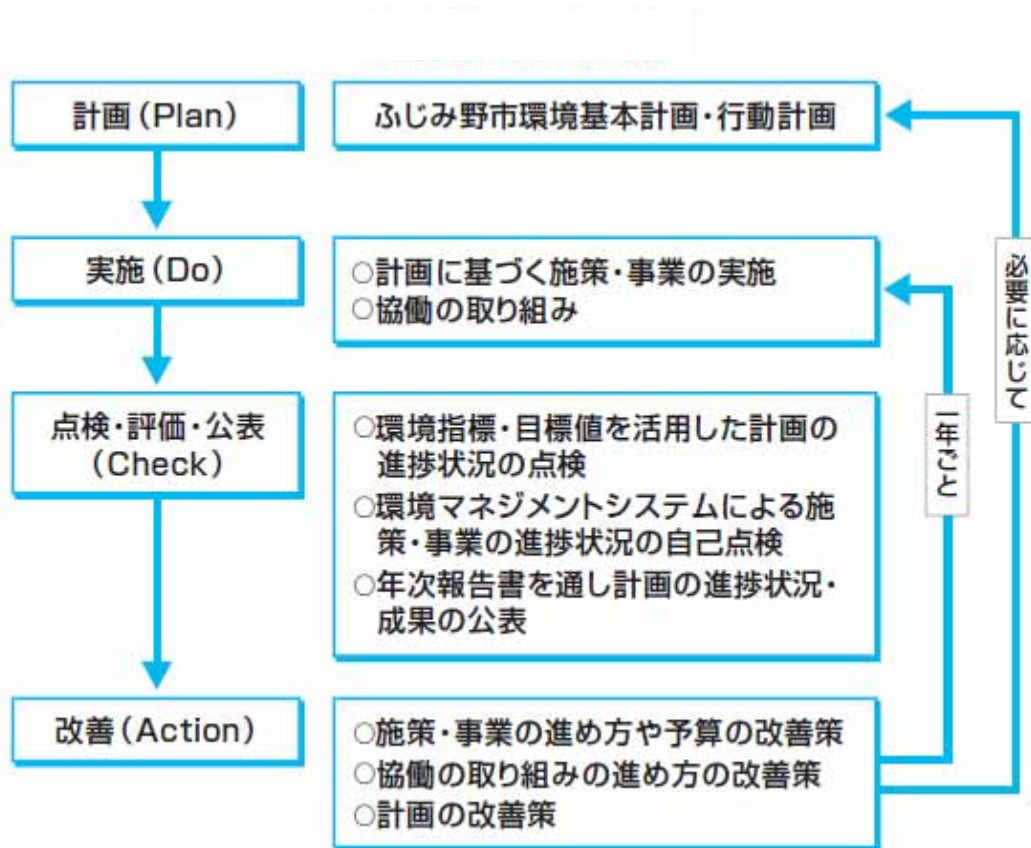
優先的に市民が協働で取り組むモデルとなる事業テーマ

- 1 環境活動リーダー養成講座の実施
- 2 環境情報の提供・収集ができる場の確保
- 3 エコウォーキングマップづくり
- 4 花と緑豊かな快適な住環境づくり
- 5 もったいないのライフスタイルを実践するマイバック運動の推進
- 6 遊休農地を活用した緑の再生と自然体験の場づくり

計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、環境基本計画のめざす目標の達成に向け、環境指標・目標値を活用し全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定（Plan） 施策・事業の実施（Do） 点検・評価・公表（Check） 改善（Action）」のサイクルによる環境マネジメントシステムにより行い ISO14001 などの環境マネジメントシステムの認証取得水準をめざします。

図 1 - 2 - 4 計画の進行管理



環境基本計画施策の体系





平成 20 年度 環境基本計画の進捗状況

環境基本計画・行動計画は、望ましい環境像の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して取り組んでいくために基本計画と行動計画が一体となった施策体系となっています。基本計画は、施策の方向性である 5 つの「施策の柱」を定め、それぞれの柱ごとに、基本的な考え方と施策の展開方法を示し、その方向性にそって各主体が協働で取り組む行動計画を位置づけています。

本計画をより実効性あるものとするために環境指標を設定しています。この指標は平成 19 年度を基準年とし平成 24 年度の目標値を定めて取り組んでいます。

NO	体系	環境指標	目標値 (平成24年度)	基準年値 (平成20年3月末)	実績値 (平成21年3月末)	備考
1	1- 1- (1)	環境に係る協働活動	6回	-	-	
2		環境活動人材登録者(団体)数	10人(25団体)	-	-	
3	1- 1- (2)	環境保全活動モデル団体数	3団体	-	6団体	協働のモデル事業部会数
4		環境活動団体、市民、事業者交流会開催数	1回/年	-	-	
5	1- 2- (1)	環境年次報告書の発行及び情報提供	印刷物・HP等で情報の提供随時	-	年次報告書発行 市HPへの掲載	
6	2- 1- (1)	ネットワーク参加団体(個人・事業所)数	50人(団体)	-	-	
7		職員対象環境研修受講者数	全職員	-	-	
8		新入職員対象環境研修受講者数	40人 (全新人職員)	-	13人 (全新人職員)	
9	2- 1- (2)	環境講座の一貫として開催するリーダー養成カリキュラム参加者数	250人	-	-	
10		地域クリーン推進員研修受講者数	750人	180人	206人	のべ人数(3回実施)
11	2- 1- (3)	エコライフDAY参加者数	7,500人/年	2,414人/年	29,565人/年	夏 16,582人 冬 12,983人
12		環境パネル展などの啓発事業回数	2回/年	1回/年	1回(2か所)/年	
13		市報・HPでのテーマ別環境情報掲載回数	8回/年	17回/年	29回/年	市広報掲載件数
14	2- 2- (1)	環境フェア参加団体数	30団体/年	20団体	17団体	実行委員会参加団体数
15		フリーマーケット参加者数	3,000人/年	2,000人/年	3,000人/年	環境フェアフリーマーケット来場者数
16		エコウォーキング参加者数	2回/年(100人)	-	-	
17	2- 2- (2)	子どもエコクラブ登録数	12団体 (1,000人)	4団体 (144人)	2団体 (81人)	小学校(1) 公民館(1)
18	2- 2- (3)	環境講座開催数・参加者数	2講座/年 (300人)	2講座/年 (100名)	2講座/年 (151名)	環境講座 24人 まちづくりまちおこし大学 127人
19	2- 2- (3)	生涯学習での環境講座開催数・参加者数	5講座/年 1館1事業 (500人)	5講座 (344人)	2講座 (118人)	「平成20年度版生涯学習のまとめ」 公民館2館にて1講座ずつ実施
20	3- 1- (1)	生垣奨励制度利用件数	25件	0件	0件	関係法令：ふじみ野市生け垣設置奨励金交付要綱
21		公園愛護会団体数	50団体	47団体	49団体	関係法令：ふじみ野市公園等愛護会に対する報償金交付要綱
22		地域環境美化自主化活動ごみ回収量及び参加人数	7,000Kg (5,500人)	9,790kg 64団体 (6,502人)	10,040kg 77団体 (6,280人)	団体数及び参加人数はのべ数

NO	体系	環境指標	目標値 (平成24年度)	基準年値 (平成20年3月末)	実績値 (平成21年3月末)	備考
23		環境美化団体登録団体数	18団体	ロードサポート 13団体(県) 道路サポーターズ 4団体(市)	ロードサポート 14団体(県) 道路サポーターズ 6団体(市)	関係法令：彩の国ロードサポート制度実施要綱 ふじみ野市道路サポーターズ制度実施要綱
24		タバコのポイ捨てなどの啓発キャンペーン回数	1回/月	-	1回/年	
25	3- 1- (2)	地区計画導入地区数、建築協定数	現状維持	地区計画導入地区 数13地区(233.6ha) 建築協定4地区 (1.8ha)	地区計画導入地区 数13地区(233.6ha) 建築協定4地区 (1.8ha)	
26		保存樹木本数	現状維持	305本	287本	関係法令：ふじみ野市みどりの条例
27	3- 2- (1)	職員の安全教育研修回数	1回/年	1回/年(13人)	1回/年(15人)	新規採用職員対象に実施
28	3- 2- (2)	市内防犯団体などの団体数	60団体	55団体	53団体	
29		自主防災組織の普及率	100% (54/54団体)	83% (45/54団体)	83% (45/54団体)	
30	3- 3- (1)	歩道延長数	53km	50.8km	51.3km	
31	3- 4- (1)	大気環境調査数値	現状維持	基準値内	基準値内	
32		庁用車全体に占める低公害車率	23% (12台)	17% (4台)	4台*	埼玉県生活環境保全条例に基づく算出
33	3- 4- (2)	公共施設における屋上緑化・壁面緑化の箇所数、面積	1,200㎡ (3ヶ所)	1,190㎡ ・上野台保育園 植栽面積233㎡ ・東台小学校 植栽面積296㎡ ・出張所 植栽面積661㎡ 緑のカテナ 5か所(保育園)	1,198.52㎡ ・上野台保育園 植栽面積233㎡ ・東台小学校 植栽面積296㎡ ・出張所 植栽面積661㎡ ・うれし野会館 植栽面積8.52㎡ 緑のカテナ (保育園5か所) (上福岡図書館)	
34	4- 1- (1)	マイバック運動参加団体・事業者数	30か所	0か所	1団体	6つのモデル事業の部会 1団体
35		エコストア協力店数	10店舗	2店舗	2店舗	関係法令：ふじみ野市エコストア協力店認定推奨制度実施要綱
36	4- 1- (1)	廃棄物排出量(個人・事業者)	家庭系30,150t (929.18g/1人・1日) 事業系 8,071t	家庭系28,076t* (732g/1人・1日) 事業系9,069t*	家庭系27,317t (708g/1人・1日) 事業系8,489t	
37		最終処分量	1,617t	4,911t	2,266t	
38		コンポスト助成件数	40基	20基	12基	関係法令：ふじみ野市生ごみ処理容器使用促進奨励金交付要綱
39	4- 1- (2)	焼却ごみ量の減少	28,376t	27,932t	27,489t	
40		資源化量の向上	13,053t -32.80%	10,049t -25.00%	10,913t -30.50%	資源化率 = 資源化量 ÷ 総焼却量 (%)
41		リサイクルプラザの検討	構想づくり	-	-	
42		集団資源回収量	回収量 平成18年度比 5%減 50団体	回収量 1,509t 79団体	回収量 1,251t 79団体	団体数はのべ数

NO	体系	環境指標	目標値 (平成24年度)	基準年値 (平成20年3月末)	実績値 (平成21年3月末)	備考
43		グリーン購入調達率	平成20年度比 5%減(消耗品)	指針未策定	指針未策定	
44		グリーン購入指針策定	策定	-	-	
45	4- 1- (3)	地域グリーン推進員活動人数	108人	104人	105人	委嘱人数
46		高齢者ごみ出し支援事業登録者数	42人	41人 (利用実数45人)	最終登録者46人 (利用実績55人)	関係法令：ふじみ野市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱
47		不法投棄ごみ回収量	4,650kg	9,990kg	4,560kg	
48	4- 2- (1)	地球温暖化対策実行計画策定	策定	-	未策定	
49		公共施設のエネルギー使用量	市内全公共 施設使用量把握 平成20年度比 5%減	市内公共施設 (大井中央公民館を除く) 電気12,789,910kW ガス 342,566m ³ ガソリン 26,363	市内公共施設 電気8,242,700kW 都市ガス 252,675m ³ ガソリン 52,659	温暖化対策実行計画の積算方法にあわせ、対照となる温室効果ガスをCO2換算で計算したため数値の変動幅が大きくなっている。
50	4 2 (1)	公共施設の二酸化炭素発生量	市内全公共施設発生量把握 平成20年度比3% 減	5,615t (大井中央公民館を除く)	26,805t	温暖化対策実行計画の積算方法にあわせ、対照となる温室効果ガスをCO2換算で計算したため数値の変動幅が大きくなっている。
51		庁用車におけるノーカーデー実施回数	1回/月	-	-	
52		太陽光発電などの自然エネルギー利用件数	2か所	2か所	2か所	東台小学校 老人福祉センター太陽の家
53	4- 2- (2)	環境講座の一環として開催する「地球環境保全関係講座」開催数、参加者数	1回/年(100人)	1回/年(77人)	1回/年(78人)	環境フェアパート 環境講演会参加者数
54	4- 2- (3)	年次報告書を通してダイオキシン類の調査データの公表	1回/年	-	1回/年	年次報告書にて公表
55	5- 1- (1)	緑地保護地区面積	現状維持	166,574.4m ²	159,676.4m ²	関係法令：ふじみ野市みどりの条例
56	5- 1- (2)	緑地面積	減少率 平成20年度比 10%以内	58,766 m ²	58,766 m ²	都市公園以外で、ふじみ野市が管理している緑地
57		緑の再生に関する講座・シンポジウムなどの啓発活動、体験学習開催数	1回	-	-	
58	5- 2- (1)	新河岸川清掃活動回数	1回	1回	0回	雨天のため中止
59	5- 2- (2)	年次報告書を通して新河岸川・福岡江川・砂川堀の水質データの公表	1回/年	-	1回/年	
60		保水性、透水性舗装延長数	35km	34km	34km	
61	5- 3- (1)	文化財に関する講座開催数	20講座 (750人)	9講座 (1,310人)	21講座 (5,047人)	『平成20年度生涯学習のまとめ』
62	5- 4- (1)	身近な自然環境調査の実施	1回/年	-	-	
63		新河岸川旧河川敷設置ピオトープ箇所数	3か所	2か所	2か所	
64	5- 4- (2)	緑の回廊に関する啓発活動実施回数	2回/年	-	-	
65	5- 4- (3)	地産地消の推進	推進	1回	1回	産業祭(11/3)にてPRを実施

*項目 36 家屋火災による廃棄物及び不法投棄廃棄物について事業系排出量に含めていたものを、家庭系廃棄物として扱うこととしたため、平成20年度版年次報告書に記載した基準値(平成20年3月末)を修正した。

協働で取り組むモデルとなる事業の進捗状況

平成 19 年度「環境基本計画・行動計画」策定作業の中で、市民環境ワークショップを実施し、施策の柱 1 で位置づけられている「協働の仕組みや体制づくり」を進めるため、市民行動計画と重点プログラム「協働で取り組むモデルとなる事業」を策定しました。平成 20 年度は、市民が主体的に活動する 6 つの部会を立ち上げ、取り組みを開始しました。

6 つのモデル事業（環境基本計画・行動計画 35P～40P 参照）

- ・環境活動リーダー養成講座の実施
- ・環境情報の提供・収集できる場の確保
- ・環境の視点からのエコウォーキングマップづくり
- ・花と緑豊かな快適な住環境づくり
- ・もったいないのライフスタイルを実践するマイバッグ運動の推進
- ・遊休農地を活用した緑の再生と自然体験の場づくり

（経過）

日 程	内 容	
平成 20 年 9 月 10 日（水）	準備会	全体会開催に向けての打合せ
平成 20 年 9 月 18 日（木）	第 1 回全体会	趣旨説明・部会概要紹介 各部会別検討
平成 20 年 11 月 6 日（木）	第 1 回部会連絡会議	各部会からの現状報告及び課題 アドバイザーからの助言 ヒアリング日程について
平成 20 年 11 月 18 日（火） 21 日（金）	部会ヒアリング	現状と課題

(イ)ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

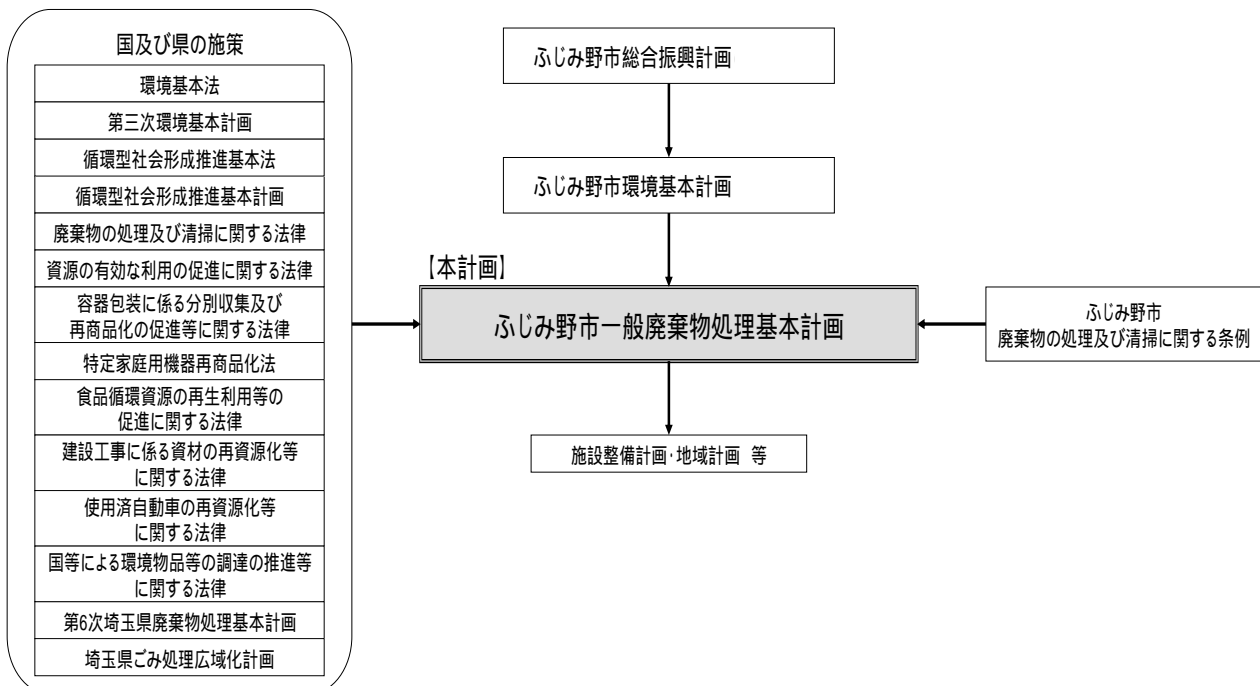
計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条第1項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

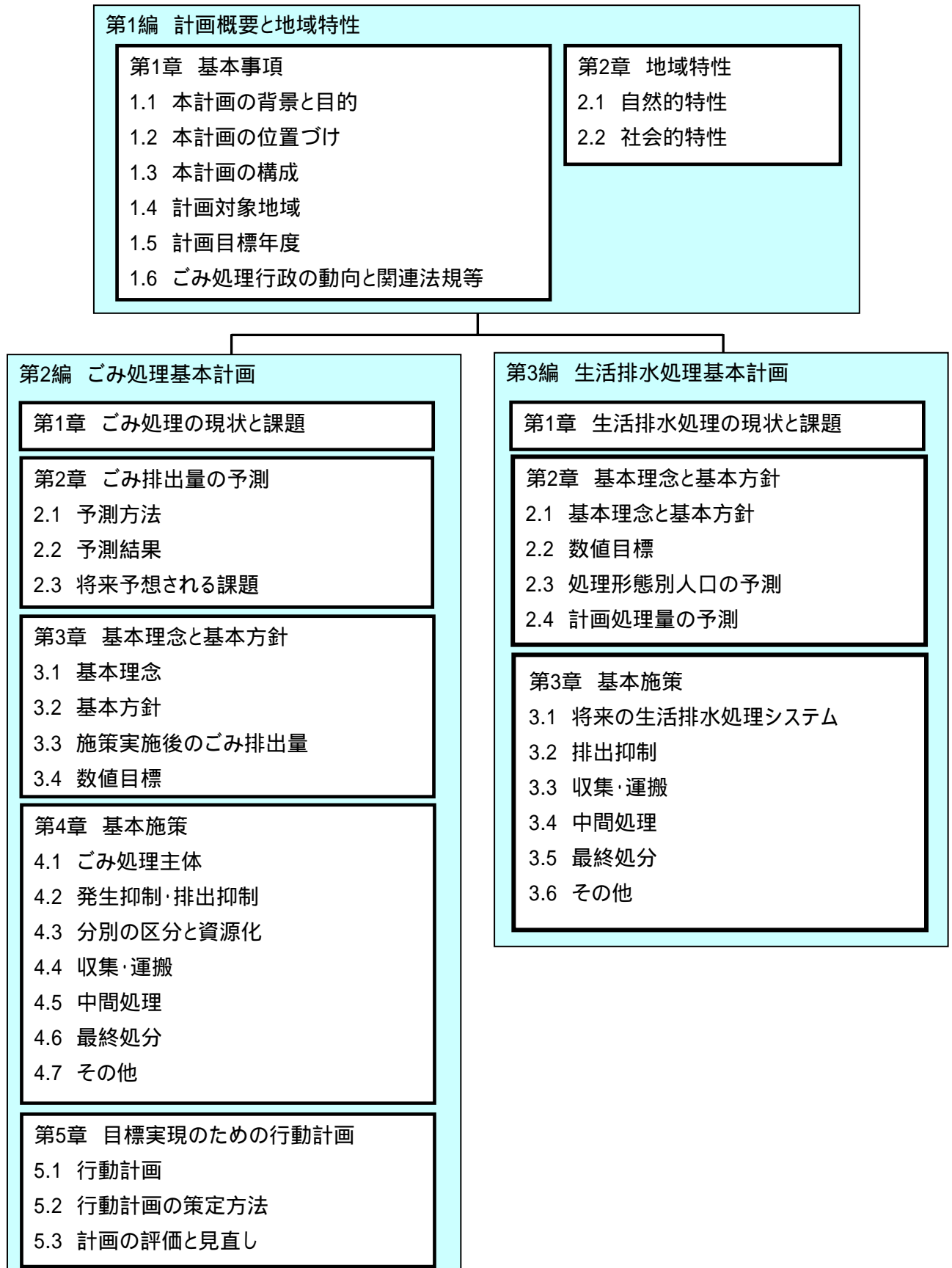
計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、施設整備計画や地域計画を策定するための上位計画として位置づけられます。

図1-2-5 計画の位置づけ



計画の構成



計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、他市町村や関係機関等との連携・協力を図ることとします。

図 1 - 2 - 6 計画対象地域



計画の期間

本計画では、計画策定時の平成 19 年度を初年度とし、5 年後の平成 23 年度を中間目標年度、10 年後の平成 28 年度を計画目標年度とします。社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

図 1 - 2 - 7 計画の期間

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
				中間 目標 年度					計画 目標 年度

計画の基本理念

わたしたちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルにより、地球環境に多大な負荷を与えてきました。その結果、化石資源を中心とした天然資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での環境問題や社会問題が深刻な状況にあります。

地球環境や地域環境をよりよい状態で、将来の世代に引き継いでいくには、資源は有限であるという事実を一人ひとりが認識し、市、市民、事業者及び民間団体が互いに協力して物質の循環とエネルギー利用の効率化を一層進めていく必要があります。

そのためには、まずわたしたちのライフスタイル、ビジネススタイルを改め、家庭や事業所からのごみの発生そのものを抑制しなくてはなりません。どうしても発生してしまうごみも、まだ「資源」として活かせるものか、それとも「ごみ」になるものを今一度考え直し、排出されたごみを単に焼却や埋立てによって処理・処分するのではなく、減量化や再使用、資源化をより一層推進することが必要です。その上で、環境保全に配慮した適正処理・処分を行うことにより、環境への負荷を抑え、天然資源の消費量を抑制することが重要となります。

以上の背景を踏まえ、今後の本市のごみ処理は、地球環境の保全及び物質循環の観点から、ごみの発生抑制“Reduce（リデュース）”、再使用“Reuse（リユース）”、再生利用“Recycle（リサイクル）”の「3R」を推進していきます。その中で市、市民、事業者の三者が協働して「まだ使える、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制、再使用を推進し、地域からの持続可能な循環型社会の構築を目指していくことを基本理念とします。

環境チャレンジ！ 明るい未来へ ふじみ野市

～大事に使おう ごみを減らそう 一人ひとりの心がけ～

計画の基本方針

1. 市・市民・事業者が協働して、3Rを推進

市・市民・事業者の三者が協働して、「まだ使える、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制・排出抑制・再使用を推進しながら、資源物の分別の徹底を図り、再生利用を進めます。

2. ごみの分別と資源化の仕組みづくり

全市民、全事業者が参加・協力できる、分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築し、上福岡地区と大井地区のごみの分別区分や方式等の統一を図ります。

3. 循環型社会に適したごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、適正・安全・安心で環境保全に配慮したシステムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

4. 循環型社会をつくるための意識と行動づくり

市民、事業者が常にごみ問題に対して関心を持つよう啓発、情報提供、環境教育等を行い、発生抑制・排出抑制・資源化意識を高め循環型社会をつくるための意識と行動づくりを目指します。

(3) 環境行政組織・所掌事務

(ア) 環境課事務分掌

環境係

- (1) 環境保全対策の計画及び調査に関すること。
- (2) 環境保全思想の啓発及び普及に関すること。
- (3) 省エネルギー及び省資源に関すること。
- (4) 入間東部地区衛生組合との連絡調整に関すること。
- (5) 環境対策研究会に関すること。
- (6) 自然保護に関すること。
- (7) 鳥獣の保護、捕獲、飼養及びヤマドリの販売許可に関すること。
- (8) 生活環境保全に関すること。
- (9) 環境測定に関すること。
- (10) 浄化槽の設置の届出に関すること。
- (11) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。
- (12) 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。
- (13) 墓地等の設置に関すること。
- (14) 空き地の環境保全に関すること。
- (15) 化製場の設置及び動物の飼養・収容許可に関すること。
- (16) アイドリング・ストップの勧告等に関すること。
- (17) 市民葬祭に関すること。
- (18) 課内の庶務に関すること。

廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の作成に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- (3) 一般廃棄物の分別、収集運搬及び処理処分に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に関すること。
- (6) 廃棄物対策研究会に関すること。
- (7) 清掃センターとの連絡調整に関すること。

(イ)所属団体

広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県入間東部 地区環境事務研究会	・富士見市、ふじみ野市、三芳町	・ 2市1町の環境行政の情報交流と共通する環境課題・問題について調査・研究を行い環境行政の推進を図る。 ・ 研修会（年2回）の開催。
埼玉県西部地区環境 事務研究会	・ 川越市、東松山市、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、小川町、越生町、毛呂山町、鳩山町、嵐山町、東秩父村（埼玉県西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所）	・ 広域的な環境行政の問題・課題や市町村で起きている環境問題の事例を研究・研修し、環境行政に関する職員の資質向上や情報交流を図る。 ・ 総会、研修会（年2回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県環境事務研究会 連合会	・ 埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央5地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 ・ 県内全市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	・ 県内の環境行政の問題・課題について研究・研修を行い、環境行政に関する職員の資質向上、情報交流を図る。 ・ 総会、研修会（年1回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県西部第一広域 行政推進協議会 環境部会	・ 所沢市、川越市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、新座市、朝霞市、志木市、和光市、三芳町、川島町	・ 地方分権の推進を目的に、まちづくり、福祉、環境等の分野において広域的な視点から連携し、行政の効率的な運営を図ることを目的とする。 ・ 総会、研修会（年1回）の開催。
埼玉県西部地区衛生清 掃事務研究会 （11団体）	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市	・ 地区内相互の密接な連絡協調により事務の円滑なる執行に寄与する。 ・ 総会、事務研究会（年1回）、研修会（年1回）
埼玉県清掃行政研究協 議会第4ブロック （24団体）	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区衛生組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 ・ 総会、研修会

(4) 環境審議会等
環境審議会

設置根拠	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条 ふじみ野市環境基本条例（平成19年3月22日条例第2号）第29条
役割	1）環境基本計画に関する事項 2）環境の保全に関する基本的な事項 について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べるができる。
組織	20人以内で組織
委嘱状況 平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 2名 ・町会・自治会連合会役員 2名 ・地域における環境活動経験者 4名 ・市内事業所代表 2名 ・商工会代表 2名 ・埼玉県西部環境管理事務所 1名 ・ふじみ野市校長会代表 1名 ・市内環境団体代表 1名 ・公募市民 2名 <p style="text-align: right;">平成20年度新規枠 計 17名</p>
平成20年度	平成21年1月30日 会長・副会長選任 平成19年度ふじみ野市環境年次報告書について 平成20年度環境課事業について

(5) 廃棄物減量等推進審議会等
 廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例第1条で設置を規定。
役割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組織	15人以内で組織
委嘱状況 平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化又は資源化推進団体を代表する者 2名 ・商工業団体を代表する者 4名 ・廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 2名 ・学識経験を有する者 2名 ・市長が必要と認める者 4名 計 14名
審議状況 平成20年度	<p>平成20年11月7日 諮問「事業系ごみの負担費用のあり方について」</p> <p>平成21年1月22日 事業系一般廃棄物の現状について</p> <p>平成21年2月18日 ごみ処理費用等について</p> <p>平成21年3月30日 事業系廃棄物の現状について</p>

一般廃棄物処理基本計画市民検討会議

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討会議の設置を規定。
役割	<ol style="list-style-type: none"> 1) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行うこと。 2) 市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行うこと。
組織	11人以内で組織
委嘱状況 平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を代表する者 8名 ・市内商工会加入の商工業者 2名 ・廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1名 計 11名
審議状況 平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度分別収集(案)について ・平成21年4月からの分別収集の取りまとめについて など <p>平成20年10月 提言書「平成21年4月からの分別収集区分について」 市長へ提出</p> <p>平成20年4月～12月 審議等10回実施</p>